



令和 2 年 度

市 政 執 行 方 針

名 寄 市

はじめに	1
市政推進の基本的な考え方	2
令和2年度の予算編成	2
“市民と行政との協働によるまちづくり”	4
・市民主体のまちづくりの推進	4
・人権尊重と男女共同参画社会の形成	6
・情報化の推進	7
・交流活動の推進	8
・広域行政の推進	9
・効率的な行政運営	11
・恒久平和を願って	11
・自衛隊の体制維持・強化の推進	12
“市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり”	12
・健康の保持増進	12
・地域医療の充実	13
・子育て支援の推進	14
・地域福祉の推進	16
・高齢者施策の推進	16
・障がい者福祉の推進	17
・国民健康保険	18
“自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり”	19
・環境との共生	19
・循環型社会の形成	19
・消防	20
・防災対策の充実	21
・交通安全	22
・生活安全	23
・消費生活の安定	23
・住宅の整備	24
・都市環境の整備	24
・上水道の整備	25
・下水道・個別排水の整備	26
・道路の整備	26
・地域公共交通	28
“地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり”	29
・農業・農村の振興	29
・森林保全と林業の振興	34
・商工業の振興	35
・雇用の安定	37
・観光の振興	39
“生きる力と豊かな文化を育むまちづくり”	39
・幼児教育の充実	40
・大学教育の充実	40
・生涯スポーツの振興	41

令和2年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

はじめに

私が、市長として3期目の任を担わせていただいてから、間もなく2年を迎えることとなりました。

昨年は、施策の基本となる総合計画（第2次）中期基本計画がスタートした年であり、人口減少、少子高齢化などに伴う情勢の変化に対応する施策を展開してまいりました。一方で、不正のあった株式会社名寄振興公社問題、名寄社協指定居宅介護支援事業所問題に関しては、その原因をしっかりと究明し、抜本的かつスピード感を持って解決してまいります。

今後も、多くの市民の皆様や企業、関係機関・団体などと連携し、ご協力をいただきながら、我がまちに愛着を持ち、誰もが暮らし続けたいと感じられるよう、様々なご意見に耳を傾けるとともに、市民が主体のまちづくりを進めてまいります。

市政推進の基本的な考え方

市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

総合計画の将来像の実現に向け、「人づくり」「暮らしづくり」「元気づくり」の3つの理念を基本に、中期基本計画を着実に実行していく必要があります。計画に掲げた主要施策の成果指標（KPI）の目標値達成に向けた施策を展開していくとともに、PDCAサイクルの中で進捗管理を行い、施策を深化させてまいります。

今後も、地域の魅力ある自然環境と都市基盤にさらに磨きをかけ、道北地域の中核都市としての責任と役割を果たしていくとともに、この地域が発展していけるよう、議員各位をはじめ、多くの市民の皆様とともにまちづくりを進めてまいりたいと考えていますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度の予算編成

次に、令和2年度の予算編成について申し上げます。

本市の令和2年度各会計予算は、総合計画の将来像の実現に向けて、重点プロジェクトや総合戦略を中心とした様々な施策や事業を盛り込み、予算を編成いたしました。

主な事業では、新規事業として（仮称）名寄高校駅設置に係る実施設計、合同墓建設事業、保育所整備に係る基本設計、哺育・育成センター整備に対する支援、智恵文小学校の校舎改築に向けた調査や基本設計、G I G Aスクールネットワーク構想に対応すべく学校教育情報化推進事業などを盛り込みました。また、乳幼児医療等給付事業の拡充、さらには、北1丁目通道路改良舗装事業などの道路新設改良事業や橋梁長寿命化事業などについても予算を計上させていただきました。

これにより、一般会計の予算案は、前年度予算と比べ1.1パーセント増の209億264万4千円となりました。

また、下水道事業特別会計と個別排水処理施設整備事業特別会計が企業会計化されたことから、5つの特別会計予算は86億3,440万9千円、企業会計予算は159億1,094万5千円、全会計の総額では454億4,799万8千円となりました。

なお、予算編成の主な財源として、財政調整基金で4億8,530万5千円、減債基金から8,500万円、公共施設整備基金で2億6,000万円を繰入し、収支の調整を図りました。

引き続き、限られた財源を有効活用し、行財政改革に取り組むと

ともに、財政規律を遵守し、健全な財政運営に努めてまいります。

“市民と行政との協働によるまちづくり”

市民主体のまちづくりの推進

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

まちづくりの理念や基本ルールを示した「名寄市自治基本条例」について、昨年、市民で構成する検討委員会を設置し、施行後2度目の見直し検討を行いました。条例改正の必要はないものの、条例を市民に知ってもらい、まちづくりへの市民参加を促す取組を求める意見書が提出されたところです。

本市としましては、意見書の内容を踏まえ、広報誌やホームページなどの多様な媒体による継続した市民周知や、まちづくりへの市民参加を促すための市民参加型セミナーの開催などにより、市民主体のまちづくりを推進してまいります。

次に、総合計画について申し上げます。

名寄市総合計画（第2次）中期基本計画の重点プロジェクト及び主要施策の成果指標（K P I）の目標値達成に向けた取組を推進す

るとともに、行政評価やローリング作業を実施し、事業の検証・必要な見直しを行い、総合計画の実効性を高め、効果的・効率的な行政運営に努めてまいります。

次に、地方創生について申し上げます。

「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進に向け、国の地方創生推進交付金を活用した、スポーツフードやスポーツツーリズム商品の開発を行う「地域資源を活用したスポーツ×交流イノベーションプロジェクト」に取り組んでいます。このプロジェクトの深化・高度化により、冬季スポーツの拠点化に向けた取組に加えて、夏季を含めたインバウンド受入拡大を目指してまいります。

また、今後も地方創生関係交付金を活用するため、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略で示された新たな視点やキーワードを本市の創生総合戦略に位置付けるとともに、成果指標（KPI）などの見直し作業を実施してまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

協働のまちづくりを進める上で最も重要な組織である町内会につ

いては、安心して暮らせる地域づくりの活動に対して財政支援を行ってまいります。また、未加入世帯の増加や役員の成り手不足などの課題に対しては、加入促進の取組を行うとともに、町内会活動への参画を呼びかけるなど、町内会連合会と連携して取り組んでまいります。

町内会の枠を超えた活動の取組や地域課題の解決などを担うことを目的に、小学校区域を基本に組織された地域連絡協議会については、地域の特性を生かした自主的なまちづくりを推進する活動に対して、財政的な後押しをすることにより地域コミュニティ組織としての活性化を図ってまいります。

また、「名寄の冬を楽しく暮らす条例」の理念をまちづくりに反映させていくため、名寄市利雪親雪推進市民委員会との連携を図り、地域における利雪親雪の取組を推進するとともに、なよろ冬カレンダーの配布や写真展開催などを通じて意識啓発及び取組の周知を図ってまいります。

人権尊重と男女共同参画社会の形成

次に、人権尊重と男女共同参画社会の形成について申し上げます。

市民一人ひとりが人権を尊重され、他者の人権も尊重した行動を取ることができるよう、令和2年度に北海道から受託する人権啓発活動地方委託事業を活用しながら、人権擁護委員協議会や関係機関などとの連携による啓発活動を推進してまいります。

男女共同参画社会の形成については、性別にとらわれず、男女が互いに尊重し、協力し合える社会の実現に向けて、「第2次名寄市男女共同参画推進計画」に基づき、本市はもとより名寄市男女共同参画推進委員会をはじめ、市民や各種団体・関係機関、企業などと連携して取組を進めてまいります。

情報化の推進

次に、情報化の推進について申し上げます。

各種情報システムを安定的に運用し、市民サービスの向上や業務の効率化を進めていくため、情報システム機器の計画的な更新や堅牢なセキュリティシステムの構築に向けた取組を進めてきました。

令和2年度はファイルサーバや職員用パソコンの更新などを予定しており、今後も計画的な更新を行うことで、各種システムの安定稼働と機能向上に努めてまいります。

交流活動の推進

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国内交流については、人的交流や特産品販売などを通じて、山形県鶴岡市、東京都杉並区との交流をさらに推進してまいります。

ふるさと会については、活動の充実や会員拡大に向けて、ふるさとからの情報提供や財政的な支援を行ってまいります。

なお、東京なよろ会では、35周年記念事業を計画されていることから、記念事業の充実に向け必要な支援を行ってまいります。

国際交流については、姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイに交換学生を、友好都市ロシア連邦ドーリンスク市に訪問団をそれぞれ派遣し、これまで育んできた交流の絆をさらに深められるよう支援してまいります。

さらに、台湾との交流では、中学生の派遣や教育旅行の受入、農業青年の派遣・受入など、多様な交流の機会を創出しながら、国際理解や国際感覚豊かな青少年の育成、交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、移住の推進について申し上げます。

移住の推進については、本市の魅力のPR強化に向けて、名寄市移住促進協議会や市民の皆様と連携しながら、交流・関係人口の創出や拡大につながるよう様々な媒体を活用した取組を進め、より効果的な情報発信に努めてまいります。

併せて、本市の住みよさを実感していただけるよう「名寄まちなかお試し移住住宅」の運用を継続し、地域の方々との交流を通じて、地域の魅力も感じてもらえるよう利用促進を図っていくとともに、移住に至る確度が高い方に対しては、短期間での受入体制を新たに整備し、移住後のフォロー体制構築につながるよう進めてまいります。

また、東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策に係る支援事業についても、引き続き国・道と連携し取り組んでまいります。

広域行政の推進

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺 11 市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議

会」では、天塩川の認知度向上や地域の魅力紹介などを目的とした取組を行っており、本年度は、北海道の命名者とされる「松浦武四郎」をテーマに様々な取組を進めてまいりました。

引き続き、北海道遺産である天塩川を軸とした地域が広域的に連携し、この地域とその魅力を内外に情報発信しながら交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、定住自立圏について申し上げます。

本市と士別市を複眼型中心市とし、13市町村で形成する北・北海道中央圏域定住自立圏において、「定住自立圏共生ビジョン」に基づき、医療、介護分野などを中心に広域連携事業を推進してまいりました。

とりわけ地域公共交通のバス路線の維持については、一部の路線で国・北海道補助の対象外となるなど自治体の財政負担が増大していることから、財政負担の軽減並びに地域住民の利便性が高い効率的な公共交通網の形成に向け、圏域として継続的に議論を進めてまいります。

効率的な行政運営

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

平成 29 年 4 月に「第 2 次名寄市行財政改革推進基本計画」を策定し、本計画に掲げた「効率的で質の高い行政運営の推進」「持続可能な財政運営の推進」「市民と協働の行政運営の推進」の 3 つの基本方針に基づき、効率的な行政運営に取り組んでまいりました。今後も本計画に基づき、時代に即した行財政改革に取り組んでまいります。

恒久平和を願って

次に、恒久平和に向けた取組について申し上げます。

本市においては「非核平和都市宣言」の趣旨にのっとり、これまで平和^{くびちょう}首長会議や日本非核宣言自治体協議会への加盟をはじめ、各種事業の実施や民間団体などが行う事業との連携を図ってまいりました。また、これまで取り組んできた事業の内容や資料などを、市ホームページに掲載し、より積極的に情報発信を行うことで、恒久平和を念願し平和の尊さを市民と共有してきました。

今後も核兵器の廃絶や恒久平和の実現を全市民共通の願いとして、様々な平和推進事業に取り組んでまいります。

自衛隊の体制維持・強化の推進

次に、自衛隊の体制維持・強化の推進について申し上げます。

本市に所在する陸上自衛隊名寄駐屯地の拡充や自衛隊員の増員については、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会や名寄駐屯地増強促進期成会などと連携し、各種の要望を行ってきたところです。

今後も関係機関と連携を図り、名寄駐屯地の役割や必要性、自衛隊との共存共栄によるまちづくりの推進など、国の動向を注視しながら、自衛隊の体制維持・強化の推進に努めてまいります。

また、本市における自衛隊の活動を応援する名寄市自衛隊後援会などに引き続き支援してまいります。

“市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり”

健康の保持増進

次に、健康の保持増進について申し上げます。

健康づくりの推進については、名寄市健康増進計画「健康なよろ
21（第2次）」の中間評価に基づき、特定健診や各種がん検診の受診率向上を図り、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、乳幼児

期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを推進し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に努めてまいります。

母子保健対策の推進については、本年3月から保健センターにおいて「子育て世代包括支援センター事業」を開始し、子育ての総合相談や子育て応援プランの作成など、関係機関と連携しながら妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援体制の拡充を進めてまいります。

感染症対策の推進については、感染症予防に関する正しい知識の普及啓発や予防接種の充実を図るとともに、今後予定されているロタウイルスワクチンの定期接種化についても、国・道の動向を注視し、迅速な対応に努めてまいります。

地域医療の充実

次に、地域医療の充実について申し上げます。

病院事業については、北海道医療計画に定める地域医療構想に沿って、主に市立総合病院では救急及び急性期医療、東病院では慢性期医療を担い、市民はもとより圏域の住民が安心して適切な医療が受けられるよう、診療体制の維持と経営基盤の安定に努めています

が、本年4月の診療報酬改定では実質0.46パーセントのマイナス改定が見込まれており、医業収益への影響が懸念されるところです。

計画最終年次を迎える「新名寄市病院事業改革プラン」については、評価と見直しを行いながらプラン達成に向けた対策に取り組むとともに、予想される新たなガイドラインに対応した改革プランの策定を進めてまいります。

市立総合病院においては、DPC制度への対応強化とベンチマークを活用した経費節減策などに努める一方、働き方改革の推進に資する制度を整備してまいります。

東病院では指定管理者と連携協議しながら、より効率的な経営に努めてまいります。

また、医療圏域内の各医療機関のあり方も変化していくことが予測されるため、多方面での連携を強化し、必要な医療スタッフの充実に努め、求められる医療提供体制の実現を目指してまいります。

子育て支援の推進

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て支援については、令和2年度からスタートする「第2期名

寄市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、さらなる子育て支援の促進を図るため、計画に盛り込まれた事業を推進してまいります。

幼児教育・保育の推進については、昨年4月から、認可外保育園の認可化移行をはじめ、風連地区では幼児教育施設と保育施設が統合し、認定こども園としてスタートしました。今後も各施設への支援を行いながら市民ニーズに沿った体制の整備を進めてまいります。

待機児童解消と保育士などの確保については、待機児童解消緊急対策事業として「保育士等就職支援給付事業」「保育士等宿舎借り上げ支援補助事業」を継続し、乳幼児の幼児教育・保育の受入体制の充実に努めてまいります。

子どもや家庭への総合的な支援については、関係する機関などと連携しながら「子ども家庭総合支援拠点事業」の充実に努め、児童虐待をはじめ、個々のケースに応じて迅速かつ丁寧な対応に努めてまいります。

障がい児福祉の充実にについては、「名寄市こども発達支援センター」の機能を強化し、発達の遅れや障がいのある児童とその家族が身近な地域において、適切な支援が受けられる体制づくりを進めてまいります。

地域福祉の推進

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

地域福祉については、第2期名寄市地域福祉計画に基づき、子ども、高齢者、障がい者など、全ての市民が安心して健やかに暮らしていくことができる「自立と共生」の地域社会づくりを進めてまいります。

高齢者施策の推進

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

高齢者福祉の充実については「名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」に基づき事業の推進を図るとともに、高齢者の方々が可能な限り、住み慣れた地域において自分らしい生活が続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け取組を進めてまいります。

また、第7期計画が最終年度となることから、第8期計画の策定に向けて、市民ニーズの把握に努めるとともに、関係する機関や団体などの協力をいただきながら作業を進めてまいります。

「介護予防・日常生活支援総合事業」については、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者などに対する効果的かつ効率的な支援を行うため、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の推進に努めてまいります。

認知症施策の推進については、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターの養成講座を引き続き実施するとともに、「認知症カフェ」の定期開催や認知症の人やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」による早期診断・早期対応に向けた支援の推進に努めてまいります。

在宅医療・介護連携の推進については、地域の医療・介護サービス資源を把握し、医療と介護のネットワークを構築しながら、本人の意思を尊重したきめ細やかなサービスの提供に努めてまいります。

喫緊の課題である介護職員の確保については、慢性的な介護従事者不足を解消するために、介護職員研修受講費用の助成や資格保持者に対する就職支度金の助成を継続するとともに、介護職員の離職防止・定着・確保に向けた対策事業に取り組んでまいります。

障がい者福祉の推進

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を営むことのできる「自立と共生の地域社会づくり」を目指し、「第3次名寄市障がい者福祉計画」「第5期名寄市障がい福祉実施計画」に基づき、円滑な福祉サービスの提供に努めてまいります。

令和2年度は、障がい福祉実施計画の最終年度となることから、障がい福祉行政及びサービス提供体制に関する検討を行い、「第6期名寄市障がい福祉実施計画」の策定を行ってまいります。

また、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、障がい児や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みである「地域生活支援拠点」の整備を広域的に取り組んでまいります。

国民健康保険

次に、国民健康保険について申し上げます。

国民健康保険の都道府県単位化に伴い、財政運営の責任主体である北海道に納付金を納める仕組みとなりました。各市町村の税率は、納付金の算定基礎となる標準保険税率を参考に市町村が設定するた

め、本市の課税方式について、現在の4方式から資産割を除いた3方式への移行を図るほか、賦課割合の調整などを進めてまいります。

今後も、加入者の負担に十分に配慮した適正な税率設定について、国保財政の見通しや運営協議会の意見などを踏まえながら検証するとともに、国や北海道に対して確実な財政支援の実施や納付金算定における市町村負担の軽減などを求めてまいります。

“自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり”

環境との共生

次に、環境との共生について申し上げます。

深刻さを増す地球温暖化問題に対応するため、新エネルギー・省エネルギーの啓発などの取組を進めてまいります。

霊園、墓地、火葬場などの施設については、自然環境と調和した景観に配慮しながら適切な維持管理を行い、利用される方が快適で安らぎを感じる環境空間となるよう努めてまいります。

循環型社会の形成

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

循環型社会の実現に向けて重要となるリデュース、リユース、リサイクルを推進するため、再生資源集団回収事業をはじめ、段ボールコンポストの普及、適正な分別方法の周知啓発、古着・廃食用油・使用済み小型家電の再資源化などの取組を進めてまいります。

また、きれいなまちづくりに向けて環境衛生推進員協議会との協働による清掃週間や分別指導のほか、安全安心で効率的な収集・処理事業に取り組んでまいります。

消防

次に、消防について申し上げます。

近年、風水害や地震などの自然災害が各地において頻繁に発生し、多くの人的・物的被害が生じています。また、災害は多発化、大規模化、多様化の傾向にあり、市民の防災に対する関心が高まっている中、消防に寄せられる期待はますます大きくなっており、安全安心なまちづくりの実現に向け、消防力の充実と消防組織体制のさらなる強化を図ってまいります。

具体的な消防力の充実としては、老朽化した消防車両や消防資機材の更新を計画的に取り組んでまいります。

救急・救助体制は、高齢化の進展に伴う出動件数の増加、多様化する救急需要に対応するため、隊員の専門的知識や高度な技術の習得など資質向上に努め、ドクターヘリやドクターカー、医療機関と連携した出動体制を構築してまいります。

また、地域防災力の中核となる消防団組織の充実強化として、消防団への加入促進や充足率の向上を図り、団員の災害活動における安全装備品の充実に努めてまいります。

住宅防火安全対策の推進については、住宅火災による被害を低減するため、住宅用火災警報器の設置及び維持管理に関する広報活動を展開し、市民の防火意識の高揚を図ってまいります。

防災対策の充実

次に、防災対策の充実について申し上げます。

近年、全国各地で甚大な被害をもたらしている自然災害に対する防災対策については、「減災」の考え方にに基づき、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を推進するとともに、関係機関と連携した防災活動を展開してまいります。

特に、市民の水害に対する危機意識の醸成、避難場所の認知度の

向上を図ることなどを目的として、生活空間である「まちなか」に水防災に係る情報を表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を進めてまいります。

また、地域における自助及び共助力の向上を柱とした取組から、市民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の設立や活動支援及び防災リーダーの育成に努めるとともに、資機材や食料などの備蓄品について、計画的な整備を進めてまいります。

交通安全

次に、交通安全対策について申し上げます。

全国的に交通事故件数は減少傾向にありますが、飲酒運転やひき逃げ、あおり運転など自分勝手な運転が原因で引き起される痛ましい事故が後を絶たないことから、関係機関や団体と連携し、事故の根絶に向けた取組を実践してまいります。

また、幼児や児童、高齢者を対象とした交通安全教室の参加促進、夜光反射材の配布など、事故被害防止に向けた周知啓発活動に取り組んでまいります。

生活安全

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のない安全で安心な地域づくりを目指し、地域住民や関係機関・団体と犯罪防止に関する情報の共有を図り、防犯対策の強化や防犯意識の高揚を図ってまいります。

また、空き家対策については、名寄市空家等対策計画に基づき、所有者などの当事者意識を醸成する広報啓発活動をさらに推進するとともに、課題解決のための助言相談について関係部署や空家等対策協議会と協議を行いながら対応に努めてまいります。

消費生活の安定

次に、消費生活の安定について申し上げます。

一向に減少する気配が見られない「悪質商法」や「架空請求詐欺」など多様な形で消費者をあざむく行為により、全国で多くの被害が発生しています。消費者被害を未然に防ぎ、また最小限に食い止めるために、引き続き細やかな情報提供や市民への積極的な啓発活動、相談員のスキルアップに努めてまいります。

今後も、市民の皆様が安全で安心して暮らせる地域社会づくりを

目指し、地域や関係機関との連携を深めながら悪質商法や詐欺行為を排除するとともに、自立した賢い消費者の育成に取り組んでまいります。

住宅の整備

次に、住宅の整備について申し上げます。

公営住宅の整備については、「名寄市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存の団地は、将来の住宅需要を見通した修繕や長寿命化改修を基本に取り組み、ストックする住宅の適正な維持管理と居住環境の向上を図るとともに、老朽化した北斗団地の除却を実施してまいります。

また、瑞生団地は、入居者の住替えに配慮した整備事業の基本計画を策定し、風連地区のより良い住環境づくりを進めてまいります。

民間住宅の整備については、木造住宅の耐震化の支援として、耐震診断及び耐震改修費用の一部を助成し、地震に対する安全性の向上を図ってまいります。

都市環境の整備

次に、都市環境の整備について申し上げます。

名寄市都市計画マスタープラン見直し及び名寄市立地適正化計画については、昨年の第4回定例会にて議決いただき、本年1月に開催された名寄市都市計画審議会にて答申以降の経過について報告しました。

本計画は、令和2年度から21年度を計画期間とする概ね20年後を見据えた長期的な計画であることから、社会経済状況の変化を踏まえて適宜見直しをしながら、計画をより具体化し、都市機能の集約と公共交通の充実などによる持続可能なまちづくりを進めてまいります。

都市公園については、名寄市公園施設長寿命化計画に基づき「ハルニレ公園」と「麻生公園」において、老朽化した遊具の更新を行い、安全安心な遊び場や憩いの場を確保してまいります。

上水道の整備

次に、水道事業について申し上げます。

安全安心な水道水を安定供給するために、老朽管更新事業として4路線を更新するほか、給水区域内の漏水調査を継続して実施してま

います。

また、第2期拡張事業において計画している名寄駐屯地への配水管整備を進めてまいります。

下水道・個別排水の整備

次に、下水道・個別排水事業について申し上げます。

下水道・個別排水事業については、将来にわたり市民生活に必要なサービスを安定的に提供するため、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組む必要性が高まっていることから、令和2年度から地方公営企業法を適用し、特別会計から公営企業会計に移行して事業を進めてまいります。

また、平成30年度に策定した公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築更新を進めてまいります。

個別排水処理施設整備事業については、農村部における快適な生活環境向上のため、10基の合併浄化槽の設置工事を予定しています。

道路の整備

次に、道路の整備について申し上げます。

継続路線では、社会資本整備総合交付金により整備を進めている北1丁目通、南3丁目通、徳田18線緑丘連絡線及び豊栄西12条仲通の4路線の整備を行うとともに、新規路線として北3丁目通と南10丁目右仲通の事業着手に向け、国への予算要望に努めてまいります。

市単独費による整備については、経年劣化により損傷が進行している東5号線の舗装改築工事を行い、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

橋梁については、名寄市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、平成27年度から令和6年までの10年間で修繕を計画している26橋のうち、^{あずまばし}「東橋」の修繕工事のほか、3橋の実施設計、56橋の近接目視点検を実施するとともに、平成30年度に一巡した点検結果に基づいた計画策定を行い、利用者の安全確保に努めてまいります。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

本年度の降雪については、昨年と同様に平年と比較してもやや少ない状況で推移していますが、引き続き市民が安心できる快適な道路空間や生活空間の確保に努めてまいります。

令和2年度においても、幹線道路の複数回の排雪や、積み上げ除雪を実施するとともに、交差点においてはカット排雪を実施し、交差点の見通しや道路幅員の確保を図りながら、効果的で効率的な除排雪体制の確立に努めてまいります。

また、排雪ダンプ助成事業や市道及び私道^{わたくしどう}除排雪助成事業、レンタル&ゴー事業の実施にあたっては、町内会と連携を図りながら、市民の満足度が高まるよう、市民との協働による除排雪事業を進めてまいります。

地域公共交通

次に、地域公共交通について申し上げます。

鉄道については、宗谷本線の維持・存続に向け、宗谷本線活性化推進協議会において、沿線自治体などと一体となり取り組むことを確認しており、令和2年度も北海道と連携して緊急的かつ臨時的な支援を行ってまいります。

また、宗谷線アクションプランに基づき利用促進に向けた取組を行うとともに、JR北海道から廃止提案を受けている極端に利用の少ない無人駅についても、地域住民と丁寧に協議してまいります。

さらに、国がJR北海道を支援する根拠となっている法律の改正に向け、北海道の地域特性や実情を踏まえた支援制度が構築されるよう、北海道と連携して国や国会議員の皆様などに対して要望を行い、持続的な鉄道網の確立に向け取り組んでまいります。

路線バスについては、バス事業者への運行経費補助や、デマンドバスによる郊外の交通手段確保を継続してまいります。また、昨年策定した「名寄市地域公共交通網形成計画」に基づき、市民の皆様が利用しやすく、効率的な地域の公共交通確保に努めてまいります。

“地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり”

農業・農村の振興

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

地域の特色を生かした持続可能な農業と豊かで活力ある農村を目指し、「第2次名寄市農業・農村振興計画」に基づき施策を推進してまいります。

はじめに、収益性の高い農業経営の確立について申し上げます。

基盤整備では、農地の高度利用化、農産物の生産性向上を目指し、計画的に農業生産基盤の整備を実施してまいります。

国営事業では、令和3年度の完了を目指し、引き続き御料ダム、風連ダム、日進頭首工及び導水幹線用水路の施設補修工事が計画されています。

道営事業では、水利施設整備として「名寄幹線地区」、農地整備として「風連東第2地区」「第3地区」「ちえぶん地区」がそれぞれ継続され、幹線用水路の長寿命化や区画整理などが計画されており、事業の推進に向けて、北海道と連携して取り組んでまいります。

市単独事業では、農道整備事業として「風連南1番東線道路」の舗装・防塵処理工事により、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

農業振興センター事業では、ICTなどの新たな栽培技術や振興作物における新品種などの試験をはじめ、優良種苗の提供、土壌診断のほか、実証展示や巡回指導、各種講座などを通じて、農業者への情報提供や技術普及などについて積極的に取り組んでまいります。

薬用植物振興では、カノコソウの作付面積拡大と安定生産を図るため、機械化による作業の負担軽減、栽培技術の確立や培養苗の研究について、名寄市薬用作物研究会や薬用植物資源研究センター、製薬会社などと連携し取り組んでまいります。

畜産振興では、日米貿易協定、T P P 及び日欧 E P A に対応すべく、国の畜産クラスター事業などを活用し、個別経営体の規模拡大や機械化による効率化と収益性の向上を図るとともに、酪農家の作業負担軽減と優良後継牛の育成を推進するため、J A が取り組む「哺育・育成センター」整備へ支援を行ってまいります。

次に、多様で持続可能な農業経営の促進について申し上げます。

3年目を迎える名寄市立大学生による農作業従事の定着化と農業への理解の深化を図るとともに、新たな雇用労働力の確保として農業未経験者の農作業従事に向けた試験的な取組を、J A と連携し進めてまいります。

また、地域農業への貢献や雇用確保が期待される法人化では、現在27法人が設立され共同化や規模拡大など経営基盤の強化が進められており、引き続き情報提供などに取り組み推進してまいります。

農福連携の取組では、福祉事業者と農業者がそれぞれ抱える課題の解消に向けて情報提供や相互理解を深められるよう、関係機関・団体と連携し取り組んでまいります。

農地の流動化では、「人・農地プラン」の見直しに向け、各地域の

将来的な農地集積や課題を話し合う場をつくり、農業委員会の協力を得ながら、持続的な農業の確立に向けて取り組んでまいります。

次に、農業の担い手の育成と確保について申し上げます。

農家子弟の新規就農では、去年は8人の後継者が就農しており、経営基盤の強化及び後継者の経営継承に向けて、引き続きJAと協調し支援を行ってまいります。

新規参入者の確保・育成に向けては、地域おこし協力隊の募集をはじめ、移住施策との連携や就農のきっかけづくりを支援する農業体験実習事業を推進するとともに、農業振興センターの機能を生かした、より実践的な研修などを通じて育成に努めます。また、関係機関・団体に構成する新規就農者支援チーム内に、新たに耕種班及び酪農班を設け専門性を高めるとともに、併せて集落支援員による相談・支援により、新規参入者のサポートに取り組んでまいります。

加えて、第三者経営継承や法人への就業など、多様な選択が可能となるよう、地域実態の把握や条件整備に取り組んでまいります。

農村女性の活躍では、農業経営における活躍の場を広げるため免許取得に対する支援に取り組むとともに、地域農業への一層の参画

や独自の活動を助長するため、引き続き研修会への参加やグループ活動活性化の取組に支援を行ってまいります。

次に、人と自然にやさしい農業の推進について申し上げます。

安全安心な農畜産物の生産では、化学肥料の削減など環境保全に効果の高い農業を推進してまいります。

有害鳥獣対策では、名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会を中心とし、エゾシカ対策については、引き続き捕獲実施時期を早め被害防止に取り組むとともに担い手の育成を図ってまいります。アライグマ対策については、防除員の拡大により地域一体となった捕獲体制の強化に努めてまいります。また、ヒグマ対策については、予防と安全対策の強化として、ヒグマに遭わないための基本知識や出没情報などの市民への注意喚起をはじめ、電気柵の設置など人里にヒグマを寄せ付けない方策の普及啓発や巡回パトロールの実施など、関係機関・団体と連携して取り組んでまいります。

次に、豊かさと活力ある農村の構築について申し上げます。

食育推進では、第3次名寄市食育推進計画を基本に、食と生産現

場とのつながりを身近に感じられる恵まれた環境を生かした取組を進めてまいります。なお、令和2年度は、策定から3年目の中間年となることから、計画の実施状況について検証を行ってまいります。また、地産地消やブランド化の推進については、新たなロゴマークの活用などを通じて「日本一のもち米^{ごめ}のまち」として、市内外へ広く情報発信を行ってまいります。

農村環境の保全では、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などを活用しながら、農地及び農業施設の保全はもとより、景観や防災など多面的な機能の発揮に向けて、地域の主体的な取組に支援を継続してまいります。

森林保全と林業の振興

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

林業・林産業については、依然厳しい市場状況にあるものの、森林については、地球温暖化の抑制など多面的機能を有する貴重な財産として、名寄市森林整備計画に基づき、健全な森林資源の維持・造成を推進してまいります。

市有林については、国の補助事業を活用し、間伐などを効率的に

進めるとともに、伐採適齢期を迎えた森林の皆伐及び再造林を計画的に推進し、自然環境と市有財産の保全に努めてまいります。

わたくしゆうりん
私有林については、関係機関・団体と連携のもと森林経営計画を推進するとともに、低コスト化森林施業に向け、国や道の助成制度を有効に活用してまいります。また、令和2年度から森林環境譲与税を活用した新たな支援策として、除間伐などの各種施業に対する補助の拡充や、人材育成・担い手確保などに対する補助を創設し、森林環境整備の推進と保全に努めてまいります。

また、旭川市への誘致を進めていた「北海道立北の森づくり専門学院」については、本年4月開校予定であり、本市としましても「北海道立北の森づくり専門学院上川地域支援協議会」の構成団体として、引き続き役割を果たしてまいります。

商工業の振興

次に、商工業の振興について申し上げます。

本市の商工業の振興を図るため、名寄市中小企業振興条例に基づき、市の制度融資などの活用促進や中小企業の経営基盤強化の支援など、地域経済を牽引する事業者への支援を継続してまいります。

また、中小企業を取り巻く環境が厳しさを増す中、本市の中小企業振興に係る基本的な理念や役割などを定める「基本計画」の検討を進めるとともに、中小企業振興条例に基づく支援制度に関し、より時代のニーズに合った見直しを含め検討を進めてまいります。

人口減少に歯止めがかからず人材不足が課題となる中、経済の地域循環を促し地域経済を活性化するためには、生産年齢人口の確保が有効であり、そのための方策として、外国人材の受入は有効な手段の一つと認識しています。昨年4月に施行された改正入管法に基づく新たな在留資格である「特定技能」や従前の「技能実習制度」など、外国人材の受入に関して引き続き調査・研究してまいります。

駅前交流プラザ「よろーな」については、令和2年度から5年間の指定管理者に、これまでに引き続きNPO法人なよろ観光まちづくり協会が選定されたところであり、施設管理業務に加えて、本市のコミュニティ醸成の場として、さらなる街なかの賑わい創出が期待されます。

併せて、商店街においても、「よろーな」の取組事業と連携したイベントや「よろーな」と商店街をつなげるイベントを行うなど、主体的な取組が定着しつつあり、今後も、このような取組を積極的に

支援していくとともに、商工団体、観光協会及び各商店街振興組合などと連携し、賑わい創出を推進してまいります。

王子マテリア株式会社名寄工場の生産品集約については、緊急対策本部が中心となり、昨年11月18日から12月9日までの3週間、撤退の再考を求める署名活動を行ったところ、市内外から27,161筆もの署名が集まりました。こうした草の根の動きを通じた地域の皆様の声を届けるため、同年12月25日に、王子ホールディングス株式会社に要請をしてまいりました。今後は、影響を最小限にとどめることに主眼を置いた取組を進めることとし、緊急対策本部に設置した検討部会において、関係機関・団体と連携し、具体的な取組を検討してまいります。

雇用の安定

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワークなよろ管内の雇用情勢について、昨年12月の状況は、月間有効求人倍率が1.74倍で、前年同月比では0.33ポイント上回り、11カ月連続で前年同月を上回っており、引き続き高い水準を維持しています。

職業別では、特に建築・土木・測量技術者、建設・土木作業員など建設関係のほか、看護・介護分野で人材不足の状態が続いています。本市では現在、介護職員、保育士、看護師・助産師、そして名寄市立大学卒業生を対象に、地元定着を図るための支援を行っており、商工業の分野では、商工団体や教育機関などと連携を図り、中小企業振興条例に基づく支援制度の中でも、特に「人づくり」に関して、より時代のニーズに合った見直しを含め検討を進めてまいります。

管内新規高等学校卒業予定者の就職内定状況については、卒業予定者611人のうち就職希望者は、昨年12月で154人と前年同月比2.5パーセントの減少、就職内定者数は144人で前年同月比1.4パーセントの減少となり、就職内定率は93.5パーセントとなりました。

大学・高校などの卒業生の就職支援については、職業体験や企業説明会などを関係団体、事業所、学校関係者などと連携し実施するとともに、事業所に対する求人要請、求人開拓などを引き続き実施するほか、名寄市立大学を中心にハローワークなよろとも連携するなど、新規学卒者の地元定着につなげるための施策を推進してまいります。

観光の振興

次に、観光の振興について申し上げます。

名寄市観光振興計画に基づき、市民の満足度向上や地域の情報発信などに取り組むほか、令和2年度から順次実施される道内7空港の一括民営化を好機と捉え、近隣市町村と連携して広域観光を推進するとともに、インバウンド受入体制の整備を進めてまいります。

また、Nスポーツコミッションと連携し、スポーツツーリズム商品の開発やスポーツ合宿・大会の誘致など、冬季スポーツ拠点化プロジェクトの推進に努めてまいります。

スキー場及び温泉・宿泊施設については、市内唯一の温浴施設であり市民の皆様の憩いや健康増進に必要不可欠な施設であること、本市の重点プロジェクトである冬季スポーツ拠点化の核となる施設であることなどから、施設の稼働を最優先に考え、市議会はもとより市民の皆様と情報共有を図りながら、信頼の回復に取り組んでまいります。

“生きる力と豊かな文化を育むまちづくり”

幼児教育の充実

次に、幼児教育の充実について申し上げます。

昨年10月から3歳以上児の幼児教育・保育の無償化により、保護者の負担軽減が図られています。令和2年度においても、幼児教育の支援を充実させるとともに、幼児教育の質の向上と保護者が安心して預けることのできる環境や、園児を安定して受け入れるために必要な支援を行ってまいります。

大学教育の充実

次に、名寄市立大学について申し上げます。

平成29年度から10年間における大学運営の指針として策定した「名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）」は、本年度末で前期3年が終了します。大学内に設置している内部質保証推進委員会において、前期期間の具体的な推進項目を定めた前期実施計画の検証作業を進めているところですが、ほとんどの項目で取組が達成されたものと考えているところです。

令和2年度からの3年間における中期実施計画は、野村陽子新学長のもと早急に策定し、当該計画を全教職員で共有する中で、将来

構想の着実な推進に努めてまいります。

次に、修学支援制度について申し上げます。

国は、本年4月から、学ぶ意欲のある学生が、経済的な理由により大学などへの修学をあきらめることのないよう、返還を要しない給付型奨学金の拡充に併せて、入学料と授業料を免除または減額する高等教育の修学支援新制度を創設しました。

本学においても国の基準に基づき、入学料や授業料などに係る新たな減免制度を実施することとしています。

今後も、これら減免制度の実施や令和2年度から1年生まで拡大する独自の給付型奨学金制度などを通じて、学生支援の取組を進めてまいります。

生涯スポーツの振興

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ振興については、子どもたちが運動と出会う機会をさらに充実させるとともに、幼児期に体を動かすことの大切さを知っていただきながら、将来、スポーツ人口のすそ野が広がるように取組

を進めてまいります。

ジュニアの育成・強化については、Nスポーツコミッションと連携しながら、競技種目に関わらずジュニアを育成できる取組を進めてまいります。

また、冬季スポーツ拠点化事業については、年々価値が高まっている天然雪や自然環境などを生かして、各種大会や合宿の誘致を推進するとともに、ピヤシリヘルシーゾーンの新たな活用としてスポーツツーリズムに取り組み、将来に向けた、事業化・商品化への研究を進め、交流人口の拡大及び地域振興につながる取組を推進してまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、令和2年度の市政執行方針といたします。